

御嶽山の噴火警戒レベルの改定について ～想定火口の見直し等を行います～

御嶽山（長野県・岐阜県）の噴火警戒レベルを改定し、令和4年4月18日14時より運用を開始します。

御嶽山では、御嶽山火山防災協議会における協議の結果、最新の知見に基づいて剣ヶ峰南西斜面の想定火口の見直し（79-7 火口→地獄谷火口）を行い、別紙のとおり噴火警戒レベルの一部を改定（警戒が必要な範囲を変更）することになりました。改定した噴火警戒レベルは、令和4年4月18日14時より運用を開始します。

また、改定を行う18日の噴火警戒レベルの運用開始時に噴火警報発表を継続している場合には、火山活動状況に変化がなくとも、警戒が必要な範囲を切り替える噴火警報を発表予定です。

なお、改定後の噴火警戒レベルの運用開始に合わせて、御嶽山の噴火警戒レベル判定基準の表・解説やリーフレットについても更新しますので、以下の関連ホームページを参照ください。

【噴火警戒レベル判定基準の表・解説】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表（基準表及び解説の一部を更新しますが、基準の考え方に変更はありません）
https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

【リーフレット】

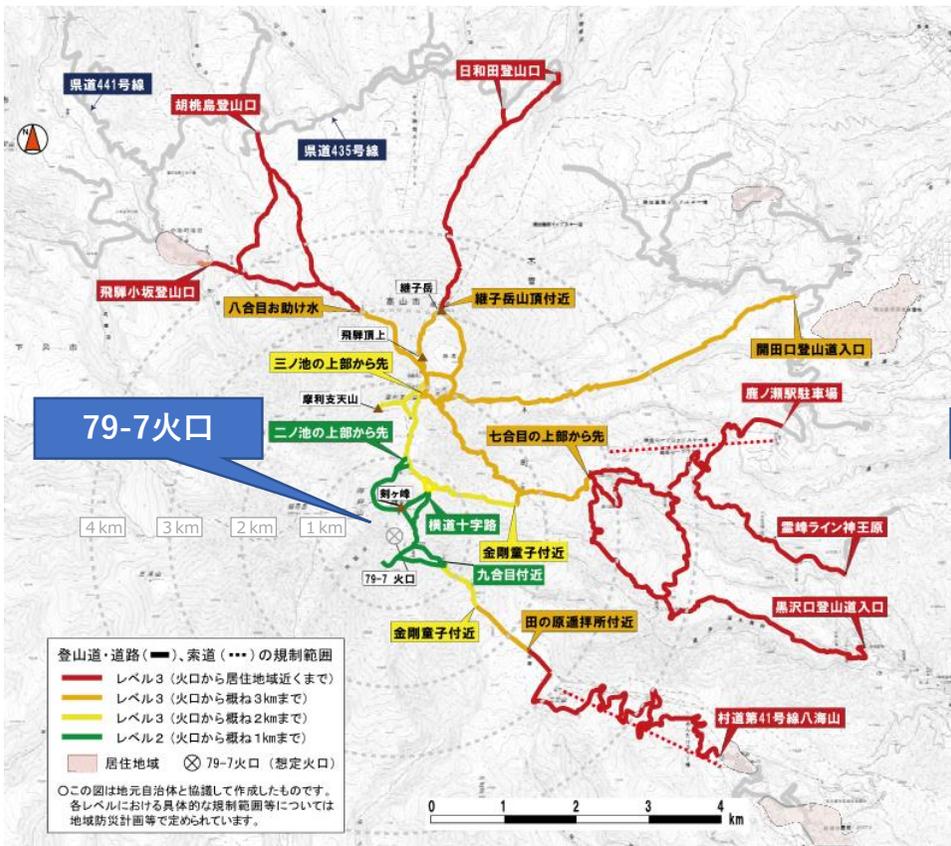
気象庁ホームページの「各火山のリーフレット」のページ（以下 URL）で公表
<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikai/level.html>

問合せ先：地震火山部 火山監視課 火山監視・警報センター 担当 長谷川
電話 03-6758-3900（内線 5186）

御嶽山の噴火警戒レベルの改定について

○ 最新の知見に基づく剣ヶ峰南西斜面の想定火口の見直し（79-7火口→地獄谷火口）に伴い、噴火警戒レベルを一部改定する。

現在



改定後

(令和4年4月18日14時以降)

